

# 令和2年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議

令和 2年 8月28日

- 道路メンテナンスへの取り組みは、セカンドステージに入り、今後、点検データを生かした戦略的・効率的な修繕に積極的に取り組むことが求められている。
- 各道路管理者がもつ実務的な課題について、情報共有と積極的な議論が必要となる。
- 滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織として「滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会」を幹事会として新しく設置し、情報共有と議論の活性化を図ることを提案する。

上の 管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
下の 管理者	高速会社	滋賀県道路メンテナンス会議				跨道施設連絡会議	滋賀県道路鉄道連絡会議
	直轄						
	公社	連絡調整部会[仮称]				滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織 ※緊急輸送道路	滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織
	都道府県 市区町村						
	道路法外	その他	個別協議				—
鉄道		滋賀県道路鉄道連絡会議 滋賀県道路メンテナンス会議の下部組織				—	—

滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会」（以下、「連絡調整部会」という。）と称する。

（目的）

第2条 連絡調整部会は、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（組織）

第3条 連絡調整部会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」の下部組織として設置する。  
 2. 連絡調整部会には、部会長を1名置くものとし、部会長は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所副所長とする。  
 3. 連絡調整部会構成員は「別表」のとおりとする。

（業務）

第4条 連絡調整部会は、その目的を達成するために、次の事項について情報共有及び協議・調整を行う。協議・調整の結果は、滋賀県道路メンテナンス会議にて報告するものとする。  
 (1) 研修・基準類の説明会等の調整  
 (2) 点検・措置状況の集約・評価・公表  
 (3) 技術的な相談対応  
 (4) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

（会議の開催）

第5条 連絡調整部会は、必要に応じて開催するものとする。  
 2. 連絡調整部会は、必要に応じて部会長の指名する者の出席を求めることができるものとする。  
 3. 連絡調整部会に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

（事務局）

第6条 連絡調整部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。  
 2. 連絡調整部会の事務局は、滋賀県道路メンテナンス会議の事務局が兼ねるものとする。

のとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。

- (1) 連絡調整部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 連絡調整部会における情報共有及び協議・調整の連絡調整
- (3) 会則の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、連絡調整部会の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第7条 本会則の改正等は、連絡調整部会の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本会則に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（付則）

この会則は、令和2年8月28日から適用する。

## 滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 会則（案）

【別表】

## 滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会 名簿(案)

	所 属	役 職
部会長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所 副所長
	滋賀県土木交通部	道路保全課 課長補佐
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター 副所長
	滋賀県道路公社	道路部 道路整備課長
	大津市	建設部 道路建設課長
	草津市	建設部 道路課長
	守山市	都市経済部 建設管理課長
	栗東市	建設部 土木管理課長
	野洲市	都市建設部 道路河川課長
	甲賀市	建設部 建設管理課長
	湖南市	建設経済部 土木建設課長
	東近江市	都市整備部 管理課長
	近江八幡市	都市整備部 管理調整課長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部 道路河川課長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部 建設課長
	長浜市	都市建設部 道路河川課長
	高島市	都市整備部 土木課長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	管理第二課
	滋賀県土木交通部	道路保全課
	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所

## 滋賀県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

## 滋賀県道路メンテナンス会議 規約(案)

## (名称)

第1条 本会は、「滋賀県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

## (目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2に規定の「協議会」に位置づけるものとし、滋賀県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 研修・基準類の説明会等の調整
- (2) 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- (3) 点検・措置状況の集約・評価・公表
- (4) 点検業務の発注支援
- (5) 技術的な相談対応
- (6) その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項

## (組織)

第4条 会議は、滋賀県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2. 会議には、会長及び副会長2名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長、副会長は滋賀県土木交通部道路保全課長、西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成員は「別表」のとおりとする。
5. 会長は、個別課題等について検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所に置く。
7. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる「滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会」を設置するものとする。  
なお、滋賀県道路メンテナンス会議連絡調整部会会則は、別途定めるものとする。
8. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等の代表者からなる「跨道施設連絡部会」を設置するものとする。  
なお、跨道施設連絡部会会則は、別途定めるものとする。

9. 会議の下部組織として、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる「滋賀県道路鉄道連絡会議」を設置するものとする。なお、滋賀県道路鉄道連絡会議規約は、別途定めるものとする。

## (会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2. 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。
3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

## (事務局)

第6条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所に置く。
3. 事務局は次の事項について調整する。
  - (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
  - (2) 会議における審議議題の調整
  - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
  - (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

## (規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

## (その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

## (附則)

本規約は、平成26年 5月28日から施行する。  
 本規約は、平成27年 1月 6日から改正する。  
 本規約は、平成27年 6月 1日から改正する。  
 本規約は、平成29年 2月 2日から改正する。  
 本規約は、平成29年 7月13日から改正する。  
 本規約は、令和 元年 7月30日から改正する。  
 本規約は、令和 2年 8月28日から改正する。

## 滋賀県道路メンテナンス会議 規約（改正案）

【別表】

## 滋賀県道路メンテナンス会議 名簿

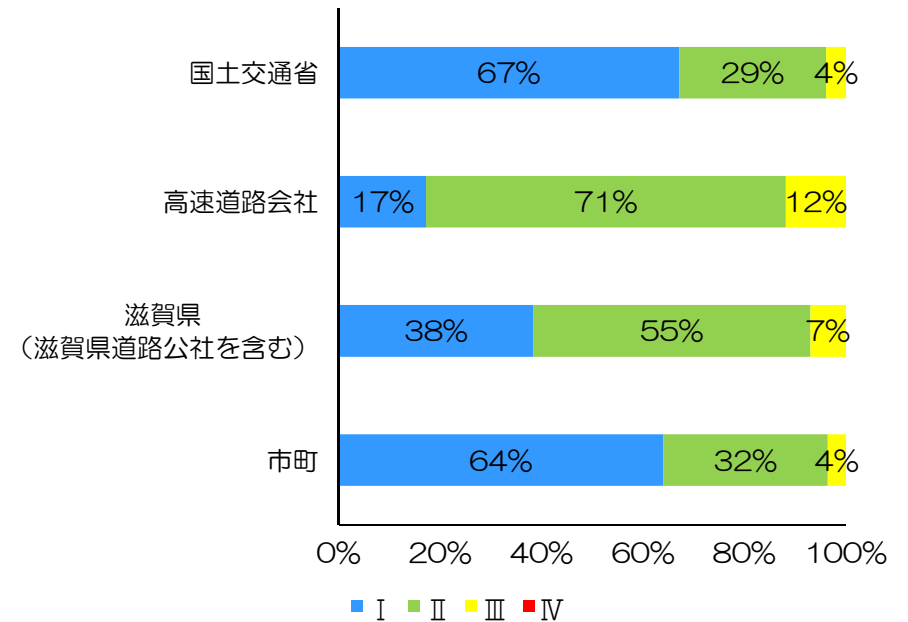
	所 属	役 職
会 長	国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所長
副会長	滋賀県土木交通部	道路 <b>保全</b> 課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	滋賀高速道路事務所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	彦根保全サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	敦賀保全サービスセンター所長
	滋賀県道路公社	部長
	大津市	<b>建設部長</b>
	草津市	建設部長
	守山市	都市経済部長
	栗東市	建設部長
	野洲市	都市建設部長
	甲賀市	建設部長
	湖南市	建設経済部長
	東近江市	都市整備部長
	近江八幡市	都市整備部長
	日野町	建設計画課長
	竜王町	建設計画課長
	彦根市	都市建設部長
	愛荘町	建設・下水道課長
	豊郷町	地域整備課長
	甲良町	建設水道課長
	多賀町	地域整備課長
	米原市	土木部長
	長浜市	都市建設部長
	高島市	都市整備部長
	滋賀県大津土木事務所	道路計画課長
	滋賀県南部土木事務所	道路計画課長
	滋賀県甲賀土木事務所	道路計画課長
	滋賀県東近江土木事務所	道路計画課長
	滋賀県湖東土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所	道路計画課長
	滋賀県長浜土木事務所木之本支所	道路計画課長
	滋賀県高島土木事務所	道路計画課長
オブザー バー	国土交通省近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省近畿地方整備局 近畿道路メンテナンスセンター	<b>近畿道路メンテナンスセンター長</b>
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	<b>企画統括課長</b>
	中日本高速道路株式会社金沢支社	<b>企画統括課長</b>
	滋賀県建設技術センター	理事
事務局	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 管理第二課	
	滋賀県土木交通部 道路 <b>保全</b> 課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 滋賀高速道路事務所	

## 滋賀県内の令和元年度点検結果の速報について（橋梁）

- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における橋梁の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が143橋、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が1,171橋となっている。

令和元年度管理者別点検速報（橋梁） 令和2年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	751	207	139	60	8	0
高速道路会社	481	93	16	66	11	0
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	3,128	932	358	509	65	0
市町	7,822	1,653	1,058	536	59	0
合計	12,182	2,885	1,571	1,171	143	0



※ 管理施設数は令和元年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

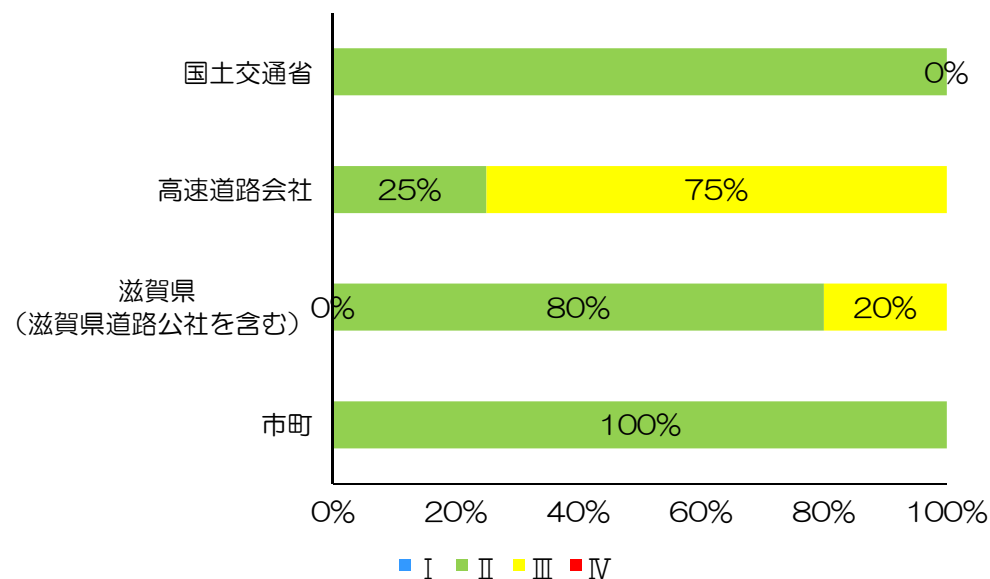
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

## 滋賀県内の令和元年度点検結果の速報について（トンネル）

- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内におけるトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が4本、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が7本となっている。

平成元年度管理者別点検速報（トンネル） 令和2年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	12	1		1		0
高速道路会社	18	4	0	1	3	0
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	52	5		4	1	0
市町	10	1	0	1	0	0
合計	92	11	0	7	4	0



※ 管理施設数は令和元年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

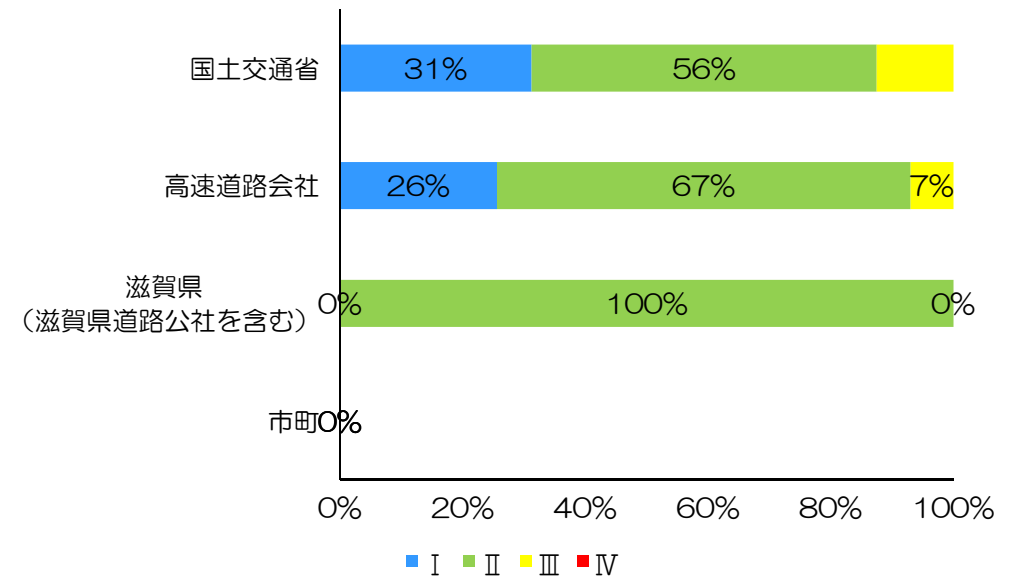


## 滋賀県内の令和元年度点検結果の速報について（道路附属物等）

- 滋賀県内における道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）がない。
- 滋賀県内における道路付属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）が5箇所、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）が 39箇所となっている。

令和元年度管理者別点検速報（道路附属物等） 令和2年3月末現在

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
国土交通省	93	16	5	9	2	0
高速道路会社	253	43	11	29	3	0
滋賀県 （滋賀県道路公社を含む）	66	1	0	1	0	0
市町	35	0	0	0	0	0
合計	447	60	16	39	5	0



※ 管理施設数は令和元年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。

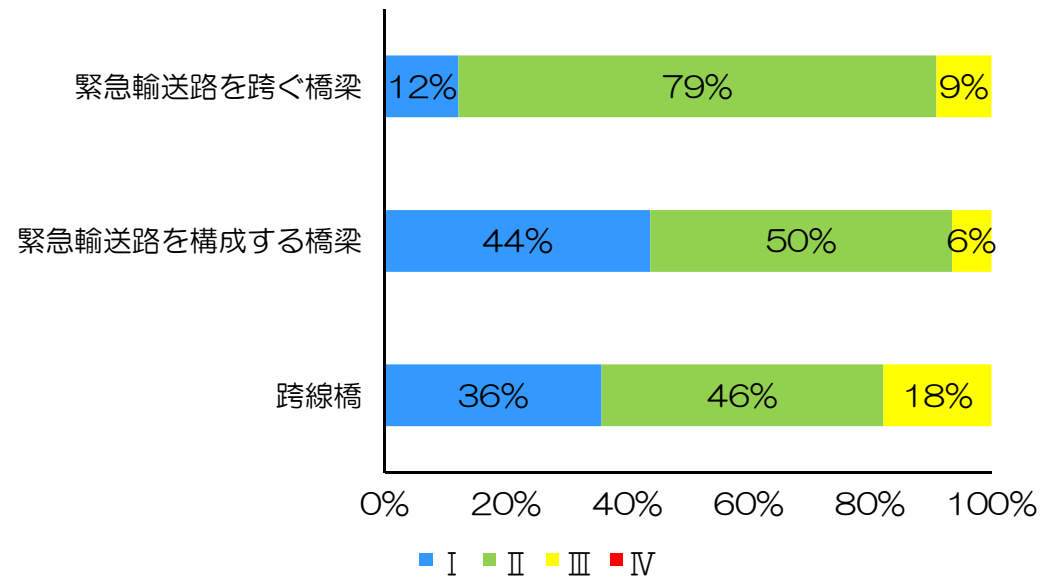
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

## 滋賀県内の令和元年度点検結果の速報について（優先すべき橋梁）

## 令和元年度管理者別点検速報（優先で点検すべき橋梁）

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ橋梁	167	33	4	26	3	0
緊急輸送路を構成する橋梁	2,834	709	310	353	46	0
跨線橋	95	28	10	13	5	0
合計			324	392	54	0

令和2年3月末現在



※ 管理施設数は令和元年度施設数であり、新設・廃止・移管などにより過年度報告と変更になっている場合があります。  
 ※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。

- 令和元年度は、会議、講習会等を7回実施しました。
- 溝橋の定期点検実務講習会には、34名、点検支援技術活用講習会には、24名が参加。

## 令和元年度 滋賀県道路メンテナンス会議 活動報告

日 程	項 目	内 容
R1.5.30	近畿管内道路メンテナンス合同会議	活動報告、事例報告
R1.7.2	溝橋の定期点検実務講習会	講習会（34名）
R1.7.8	点検支援技術活用講習会	講習会（24名）
R1.7.30	令和元年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議	平成30年度点検結果（速報） 令和元年度活動計画 ほか
R1.10.21	滋賀県道路メンテナンス会議WG （南部土木事務所管内）	意見交換
R1.11.25	第5回 跨道施設連絡部会	跨道施設の点検及び 修繕の実施状況 ほか
R1.11.25	滋賀県道路メンテナンス会議 連絡調整部会〔仮称〕	連絡調整部会設立準備 情報共有、課題対応提 ほか

## ○溝橋の定期点検実務講習会の開催

「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の周知促進を図るため、実地講習会を開催しました。道路構造物の定期点検要領の制定、点検開始から5年が経過し、令和元年度から2巡目がはじまります。これに先立ち、各種定期点検要領が改定され、「①損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込み」「②特徴的な損傷への対応（充実）」「③新技術の活用による点検方法の効率化」が見直されています。「①損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込み」の一つとして、特定の小規模な橋について、変状項目や着目すべき箇所の特典等がなされ、「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」が定期点検の参考資料としてまとめられています。実地講習会では、座学と実地講習により、当該参考資料の講習を行っています。

- 開催日 : 令和元年7月2日（火）
- 開催場所 : （座学）滋賀県南部合同庁舎、（実演）県道今浜水保線 無名橋第2号（滋賀県守山市水保町）
- 参加者 : 滋賀国道事務所、滋賀県、滋賀県道路公社、南部土木事務所、東近江土木事務所、長浜土木事務所、大津市、草津市、守山市、野洲市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、米原市、長浜市、高島市（計34名）



写真：定期点検要領（改正）ポイント、「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の座学講習



写真：「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」に基づく定期点検の実地講習

## ○点検支援技術活用講習会の開催

定期点検における点検支援技術の活用に向けて、点検支援技術に対する理解、技術活用方法や留意点に関する知見を深めるため、活用講習会を開催しました。道路構造物の定期点検要領の制定、点検開始から5年が経過し、令和元年度から2巡目がはじまります。これに先立ち、各種定期点検要領が改定され、「①損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込み」「②特徴的な損傷への対応（充実）」「③新技術の活用による点検方法の効率化」が見直されています。「③新技術の活用による点検方法の効率化」を図るため、「新技術活用ガイドライン（案）」「点検支援技術性能カタログ（案）」がまとめられています。活用講習会では、当該資料の周知促進を図るとともに、点検支援技術に対する理解、技術活用方法や留意点に関する知見を深めるため、座学と実地講習による講習会を行っています。

- 開催日：令和元年7月8日（月）
- 開催場所：（座学）滋賀県南部合同庁舎、（実演）びわこ地球市民の森 1号橋（滋賀県守山市水保町）
- 参加者：滋賀国道事務所、滋賀県、滋賀県道路公社、  
大津土木事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、高島土木事務所、  
大津市、野洲市、甲賀市、日野町、彦根市（計24名）



写真：「新技術活用ガイドライン（案）」「点検支援技術性能カタログ（案）」を用いた点検支援技術活用ポイントの座学講習



写真：橋梁点検支援ロボットを用いた点検支援技術の実地講習

### 令和元年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議

滋賀県道路メンテナンス会議は、道路法第28条の2に規定する協議会です。滋賀県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として平成26年5月に設立されました。令和元年度第1回会議では、平成30年度に実施した点検結果を速報するとともに、令和元年度の活動計画について意見交換を行いました。



写真：令和元年度第1回滋賀県道路メンテナンス会議  
(令和元年7月30日)

### ○滋賀県道路メンテナンス会議ワーキング（南部土木事務所管内）の開催

南部土木事務所管内では、橋梁点検・修繕事業に関する課題の共有、議論を令和元年度の目的として、南部土木事務所管内の各道路管理者間での意見交換、議論をするワーキングを開催しました。

- 開催日 : 令和元年10月21日（月）
- 開催場所 : 南部合同庁舎 別館3階会議室
- 参加者 : 滋賀県道路課、南部土木事務所、草津市、守山市、栗東市、野洲市、建設技術センター（計20名）
- 開催内容 : 参加者から提案された議題の協議、意見交換（以下、概要参照）

主な議題項目	意見交換の概要
定期点検について	点検支援技術の活用検討を進めるにあたり、今後、適用条件の整理が必要など
修繕設計について	修繕設計の発注は見積もりによるもの。見積徴取の手間を省力化するには積算基準（歩掛）が有用など
耐震設計について	耐震設計業務の不調が続く、事業の進捗に影響あり。（技術者不足が原因と推察）
耐震・修繕工事について	特殊な工種が含まれる工事については、受注者確保に苦慮する場合あり



このような課題等を共有し、引き続きワーキングを開催する中で課題に対する有用な工夫、取組を探っていく。

### ○広報活動

道路インフラの現状を広く地域住民の方に紹介することを目的に県市町において老朽化パネル展示を開催しました。

開催月	開催期間	場 所	開催期間	場 所	開催期間	場 所
7月	R1.7.24 ～ R1.8.27	道の駅 竜王かがみの里 展示館				
8月	R1.8.1 ～ R1.8.20	栗東市役所 市民サロン	R1.8.1 ～ R1.8.21	道の駅 あいの土山		
9月	R1.9.17 ～ R1.9.25	大津市役所 市民ギャラリー	R1.9.2 ～ R1.9.20	日野町役場 2階廊下	R1.9.4 ～ R1.9.30	道の駅 妹子の郷 観光情報・休憩施設
			R1.9.13 ～ R1.9.20	野洲図書館 ギャラリー		
10月	R1.10.3 ～ R1.10.23	滋賀県庁 4階渡り廊下ギャラリー	R1.9.30 ～ R1.10.23	竜王町公民館	R1.10.1 ～ R1.10.28	道の駅 藤樹の里あどがわ 情報コーナー・休憩所
11月	R1.11.1 ～ R1.11.15	草津市役所 1階エレベータホール	R1.11.1 ～ R1.11.20	湖南市東庁舎 1階エントランスホール	R1.10.28 ～ R1.11.21	道の駅 塩津海道あじかまの里 情報館情報コーナー・休憩所
12月	R1.11.21 ～ R2.1.5	道の駅 びわ湖大橋米プラザ 情報コーナー	R1.11.25 ～ R1.12.21	甲賀市 土山地域市民センター		
1月	R2.1.7 ～ R2.1.27	長浜市 1階エレベータホール	R2.1.6 ～ R2.1.20	東近江市役所 2階ロビー		
2月	R2.1.31 ～ R2.2.20	高島市役所 本館1階ロビー	R2.1.31 ～ R2.2.20	豊郷町役場 本館1階エントランスホール		
3月	R2.2.27 ～ R2.3.24	米原市市民交流プラザ (ルッチプラザ)	R2.3.2 ～ R2.3.23	多賀町役場 エントランスホール		



※ 上記の各展示のほか、各種会議・イベントなどで老朽化パネル展を開催しています。

写真：令和元年度アットマシ M/T担当者会議  
(滋賀県庁 R2.1.23)



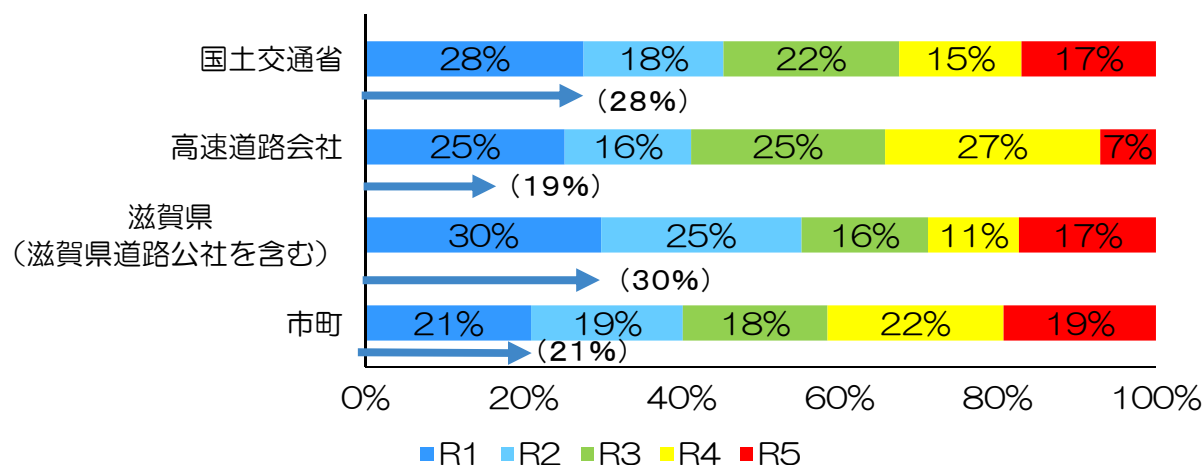
### < 令和2年度における橋梁点検予定（各管理者別） >

○ 令和2年度は、国土交通省133橋、高速道路会社77橋、滋賀県791橋、市町1500橋の点検を実施する予定である。（令和2年3月末現在）

#### 橋梁における各管理者別の令和2年度の点検予定

令和2年3月末現在

施設名	管理施設数	点検実施予定				
		R1 (実施数)	R2	R3	R4	R5
国土交通省	751	207 (207)	133	167	116	128
高速道路会社	481	121 (93)	77	118	131	34
滋賀県 (滋賀県道路公社を含む)	3,128	931 (932)	791	501	359	542
市町	7,822	1,634 (1653)	1,500	1,429	1,740	1,507
合計	12,182	2,893	2,501	2,215	2,346	2,211



※ 令和2年度点検予定数は、令和2年3月末現在の予定件数であり、今後に変更が生じることがあります。

令和2年度滋賀県道路メンテナンス会議 活動計画（案）

日 程	項 目	内 容
R2.8.7	近畿管内道路メンテナンス合同会議	活動報告、事例報告
R2.8.28	令和2年度 第1回滋賀県道路メンテナンス会議	令和元年度点検速報 令和2年度活動計画 ほか
R2.10頃	点検支援技術活用講習会	未定
R2.11頃	令和2年度 第2回滋賀県道路メンテナンス会議	未定
R3.2頃	令和2年度 第3回滋賀県道路メンテナンス会議	令和2年度点検結果速報
R3.2頃	第3回 滋賀県道路鉄道連絡会議	跨線橋の点検及び 修繕の実施状況 ほか

- 滋賀県道路メンテナンス会議などの開催時期及び内容は、現時点での予定であり、変更となる場合があります。
- その他に、滋賀県道路メンテナンス会議ワーキング、現場研修会などを実施予定です。